

## ○印西市市民参加条例施行規則

平成20年6月30日規則第43号

## 改正

平成22年3月17日規則第8号

平成26年11月18日規則第16号

平成30年3月29日規則第21号

## 印西市市民参加条例施行規則

## (趣旨)

**第1条** この規則は、印西市市民参加条例（平成20年条例第14号。以下「市民参加条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、市民参加条例において使用する用語の例による。

## (公表の方法)

**第3条** 市民参加条例及びこの規則による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

(1) 印西市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市の広報紙及びホームページへの掲載

(3) 市の行政資料室、担当窓口、出先機関等での閲覧又は配布

(4) その他市が必要と認める方法

## (市民参加の対象)

**第4条** 市民参加条例第5条第1項第1号に規定する「計画等とは」、基本構想、基本計画及び各分野において基本的な事項を定めるおおむね5年以上の期間を計画期間とする計画等をいう。

2 市民参加条例第5条第1項第5号に規定する「規則で定める公共施設」とは、その設置に係る事業費（用地取得費を除く。）がおおむね5億円以上の施設をいう。

3 市民参加条例第5条第2項各号に規定する「市民参加条例第6条第1項各号に掲げる全部又は一部の手続を行わないことができる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害等の緊急時で迅速に対応しなければならない場合

(2) 法令の改正等により市民等の意見を反映させる余地がない場合

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行う場合

(4) 政策的な判断を要しない軽微な事項の場合

(5) 市税の賦課徴収に関する条例を制定又は改廃する場合（新税を導入する場合を除く。）

(6) 分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関する条例を制定又は改廃する場合

(7) その他やむを得ない特段の理由がある場合

(市民意向調査手続)

**第5条** 市は、市民参加条例第7条第1項の規定により市民意向調査手続を実施するときは、調査の対象者、対象人数、対象区域等を考慮し、幅広い意見を求めるよう努めなければならない。

2 市は、市民意向調査手続を終了したときは、速やかに結果を取りまとめ公表するものとする。

(市民説明会手続)

**第6条** 市は、市民参加条例第8条第1項の規定により市民説明会を開催するときは、あらかじめ対象となる者を定め、開催日時、開催場所、定員、議題その他必要な事項を、開催日前20日以上の期間を設け市民等に周知しなければならない。

2 市は、市民説明会を開催し、終了したときは、速やかに市民説明会記録（別記第1号様式。以下この項において「様式」という。）を作成し公表するものとする。ただし、様式については、説明会の種類に応じて変更することができるものとする。

(市民意見公募手続)

**第7条** 市は、市民参加条例第9条第1項の規定により市民意見公募手続を実施するときは、印西市市民意見公募手続に関する意見書（別記第2号様式。以下この項において「様式」という。）により行うものとする。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。

2 市民参加条例第9条第3項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口への持参
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付
- (4) 電子メールによる送付
- (5) その他市が必要と認める方法

3 市は、前項の規定により提出された意見に対する考え方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見の概要
- (2) 意見に対する考え方
- (3) 対象とする事案の修正を行う場合はその内容
- (4) その他必要と認める事項

4 市は、第2項の規定により提出された意見を参考にし、意思決定を行うものとする。

(市民会議手続)

**第8条** 市民参加条例第10条第1項に規定する市民会議（以下「市民会議」という。）の委員（以下この条において「委員」という。）の募集は、公募によるものとする。

- 2 委員の公募は、市民会議委員応募申込書（別記第3号様式。以下この項において「様式」という。）により行うものとする。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。
- 3 委員の公募期間は、公募受付の開始の日から起算して20日以上の期間とする。
- 4 公募による委員の決定に当たっては、応募者の参加の機会の確保に努めるものとする。
- 5 委員は、無報酬とする。
- 6 市民会議は、提言書を作成するなど一定の方向性を見出し、終了するものとする。

（審議会等の委員の公募）

**第9条** 市民参加条例第11条第2項の規定による審議会等（以下「審議会等」という。）の委員（以下この条において「委員」という。）の公募を行うときは、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 目的又は趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

- 2 委員の公募は、審議会等の委員応募申込書（別記第4号様式。以下この項において「様式」という。）により行う。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。
- 3 委員の公募期間は、公募受付の開始の日から起算して20日以上の期間とする。
- 4 公募による委員の決定は、審議会等の設置の目的又は趣旨に合った選考により行い、その結果を応募者全員に書面で通知するものとする。
- 5 公募の結果、応募者が無い場合、選考基準に達する者がいない場合又は選考により募集人員を欠くこととなった場合は、市が別に定める方法により選任できるものとする。

（審議会等の委員の選任）

**第10条** 審議会等の委員を選考するに当たっては、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。

- (1) 年齢構成、地域性等を勘案し、公正かつ均衡のとれた委員構成に努めること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、審議会等の性格を踏まえ、その必要性を明確にした上で選任すること。
- (3) 各審議会等の女性委員の比率が、3割以上になるよう努めること。

2 審議会等の委員のうち市民参加条例第2条第9号に定める附属機関（以下「附属機関」という。）の委員を選考するに当たっては、前項の事項に加え、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。

(1) 既に設置されている他の附属機関の委員の職にある者は、委員に選任しないこと。

(2) 同一の附属機関における委員の在任期間は、最初に委員として就任した日以後の在任期間が通算して6年を超えないこと。

3 法令、条例等の規定により特定の役職の者を充てることとされている場合又は適任者が少なく他に選任する者がいない場合で、その者が欠けることにより会議の運営に著しく支障を及ぼすおそれがある場合には、前2項の規定を適用しないことができる。

（会議の公開）

**第11条** 市民会議又は審議会等の会議（以下この条から第13条までにおいて「会議」という。）を開催するときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、会議の全部又は一部を公開するものとする。

(1) 法令又は条例により会議を開くことができないと認められる場合

(2) 印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について会議を行う場合

(3) 会議の妨害、市民会議及び審議会等の委員（以下この条から第13条までにおいて「委員」という。）への圧力その他会議を開催することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合

2 公開する会議を開催するに当たっては、会議の開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議名

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題及び会議の一部を非公開とする場合の議題ごとの公開又は非公開の別

(5) 非公開の理由（会議の一部を非公開とする場合に限る。）

(6) 傍聴人の定員

(7) 傍聴人の決定方法

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

3 前項の規定による会議の開催の公表は、市民会議（審議会等）の会議開催のお知らせ（別記第5号様式）を行政資料室に配置し、閲覧等により供するものとする。

（会議の傍聴）

**第12条** 市民会議又は審議会等は、傍聴人の定員を定め、会場に傍聴席を設け

るものとする。

- 2 傍聴人の決定は、原則として先着順とする。ただし、市民会議又は審議会等が必要と認めたときは、抽選等により行うものとする。
- 3 市民会議又は審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴要領例（別記第6号様式）を参考に傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、これを傍聴人に配布又は会場に掲示をするなどをして、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 市民会議又は審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議資料を閲覧等により供するものとする。  
（会議録等の作成及び公表）

**第13条** 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議名
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 出席者
  - (5) 議題
  - (6) 会議概要（日程及び議題の結論を簡潔に記載したもの）
  - (7) 審議経過（発言内容その他結論に至った経過等を記載したもの）
  - (8) その他審議会等が必要と認める事項
- 2 市民会議は、前項の規定に準じて、会議内容を記録した会議記録を作成するものとする。
  - 3 市民会議又は審議会等は、会議録等の案を作成したときは、速やかに次の各号のいずれかの方法により確定するものとする。
    - (1) 会議による議決
    - (2) 委員全員による個別の承認
    - (3) 市民会議又は審議会等が指名した委員による承認
    - (4) その他市民会議又は審議会等が定める方法
  - 4 市民会議又は審議会等は、会議録等の写し、市民会議（審議会等）の会議開催結果（別記第7号様式）及び会議資料を行政資料室に配置し、閲覧等に供することにより会議の結果の公表に努めるものとする。  
（市民提案手続）

**第14条** 市民参加条例第12条に規定する市民提案手続は、提案者が実施機関に印西市市民提案書（別記第8号様式）を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による印西市市民提案書を受理したときは、担当部署において提案者から趣旨を聞き取った上で対応を図り、結果を印西市市民提案検討（経過・結果）通知書（別記第9号様式）により当該提案者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、担当部署は、必要に応じて対応の経過を提案者に通知するものとする。

(委員会の組織及び運営)

- 第15条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
  - 4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
  - 5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 7 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(市民参加の実施状況及び実施結果の公表)

- 第16条** 市長は、毎年度の市民参加の実施結果を取りまとめ、印西市市民参加実施結果報告書(別記第10号様式)により、委員会に報告しこれを公表する。

(補則)

- 第17条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- (準備行為)  
2 市民参加条例第13条第3項の規定による委員の委嘱又は任命に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- (経過措置)  
3 第10条第2項第2号に規定する同一の附属機関における委員の在任期間は、この規則の施行日前において最初に委員として就任した日以後の在任期間を通算するものとする。

附 則(平成22年3月17日規則第8号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成26年11月18日規則第16号)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第21号抄)

(施行規則)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別記

## 第1号様式（第6条）

## 市民説明会記録

作成日

年 月 日

1 説明会の名称	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 開会 午前・午後 時 分 閉会
3 開催場所	
4 出席人數	
5 説明会の議題	
6 説明会資料の内容	
7 議事の経過及び 発言要旨	
8 問い合せ先 (所管課等)	

## 第2号様式（第7条）

## 印西市市民意見公募手続に関する意見書

(実施機関の長) 様

印西市市民参加条例第9条第1項の規定により、次のとおり意見を提出します。

年 月 日 提出

氏 名 (法人その他の団体の場合 は名称及び代表者氏名)	
住 所 (法人その他の団体の場合 は所在地)	〒  (電話番号 )

第3号様式（第8条）

市民会議委員応募申込書

（実施機関の長）様

印西市市民参加条例第10条第1項に規定する市民会議の委員に、次のとおり応募します。

年　月　日提出

市民会議の名称			
ふりがな			
氏名（性別）	(男・女)		
生年月日（年齢）	年	月	日
職業			
現住所	〒	(電話番号)	
連絡先	〒	(電話番号)	
※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			

委員応募の理由

第4号様式（第9条）

(表)

審議会等の委員応募申込書

(実施機関の長) 様

印西市市民参加条例第11条第1項に規定する審議会等の委員に、次のとおり応募します。

年　月　日提出

審議会等の名称 ふりがな			
氏名(性別)	(男・女)		
生年月日(年齢)	年	月	日 (満歳)
職業			
現住所	〒 (電話番号)		
連絡先	〒 (電話番号)		
※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			

(経歴書)

1 最終学歴欄

最終学歴	
	年　月 卒・中退

2 職歴欄(最近のものから記入)

期間	職歴	退職理由等
年　月から 現在に至る		
年　月から 年　月まで		
年　月から 年　月まで		

(裏)

3 資格、免許等欄

資格、免許等の名称 及び取得年月日	
----------------------	--

4 市政参画歴欄（最近のものから記入）

審議会等の名称	就任期間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

5 応募理由欄

--

※ 1欄から3欄までは、必要に応じ記入を求めるものとする。

第5号様式（第11条）

市民会議（審議会等）の会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
3 開催場所	
4 議題及び公開又 は非公開の別	
5 非公開の理由	
6 傍聴人の定員	名
7 傍聴人の決定方法	
8 問い合わせ先 (所管課等)	
9 その他の	

## 第6号様式（第12条）

### 傍聴要領例

市民会議又は審議会等の名称（ ）  
会長（ ）

#### 1 傍聴する場合の手続（抽選を行う場合は、その旨及びその方法を記載する。）

- (1) 傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示により会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

#### 2 傍聴することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。

- (1) 囚器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、ビラの類を携帯している者
- (3) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

#### 3 傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、市民会議（審議会等の長）の指示に従うこと。
- (2) 拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 発言し、又は騒ぎ立てないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市民会議（審議会等の長）の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

#### 4 傍聴人が、3の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 第7号様式（第13条）

## 市民会議（審議会等）の会議開催結果

1 会議名	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 開会 午前・午後 時 分 閉会
3 開催場所	
4 出席者名等	
5 傍聴人數	名 (定員 名)
6 議題及び公開又は非公開の別	
7 非公開の理由	
8 会議結果	
9 問い合わせ先 (所管課等)	

第8号様式（第14条）

印西市市民提案書

年　月　日

（各実施機関の長）様

提案代表者　住 所  
氏 名  
電話番号

印

印西市市民参加条例第12条第1項の規定により、別紙市民提案者署名簿を添えて次のとおり提案します。

1 政策等提案の名称	
2 提 案 の 要 旨	
3 提 案 の 理 由	
4 添 付 資 料	
5 そ の 他	

(別紙)

年　月　日提出

市民提案者署名簿

1 政策等提案名

2 署名欄

番号	氏　名	住　所	生年月日	備考


注意事項

- 署名できる者は、提案提出日において印西市に住所を有するものとする。
- 氏名は自書すること。ただし、身体の故障等により自書することができない場合は、代筆を行うことができる。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の氏名、住所及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。

第9号様式（第14条）

印西市市民提案検討（経過・結果）通知書

年　　月　　日

様

印西市長

印

年　　月　　日付けで、印西市市民参加条例第12条第1項の規定により提案のあったことについて、次のとおり（経過・結果）を通知します。

1 政策等提案の名称	
2 提案の要旨	
3 検討の内容 (結果・経過)	
4 添付資料	
5 その他の	

## 第10号様式（第16条）

### 印西市市民参加実施結果報告書

年　月　日

印西市市民参加推進委員会 会長 様

印西市長 印

印西市市民参加条例第14条の規定により、 年度の実施結果を次のとおり報告します。

#### 1 市民参加の実施結果

	実施件数	実施回数	参加総数	備考
市民意向調査手続	件	回	人	
市民説明会手続	件	回	人	
市民意見公募手続	件	回	人	
市民会議手続	件	回	人	
審議会等手続	件	回	人	
合計	件	回	人	

#### 2 実施事項の報告

番号	対象事業等の名称	所管課等	事業の内容	手續の種別（回数・参加数）
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )
				( · )

#### 3 未実施事項の報告

対象事業等の名称	所管課等	市民参加を求めない理由